

安来市介護人材就業継続支援補助金に係るQ&A

No.	区分	質問	回答
1	対象者	安来市民ではないのですが、交付対象になりますか。	対象にはなりません。安来市民を対象としています。
2	対象者	令和7年4月1日時点では松江市に住所がありましたが、令和9年4月1日に安来市に住所を移しました。この場合交付対象になりますか？	交付対象となります。 ただし、継続勤務期間は安来市住民になった日から起算することになるため、6か月の継続勤務経過は、令和9年10月1日からとなります。
3	対象者	就業先介護保険事業所の所在地が市外にありますが、交付対象になりますか。	対象にはなりません。就業先介護保険事業所の所在地が市内であることを要件としています。なお、運営法人の所在地は問いません。
4	対象者	年齢制限はありますか。	あります。最初の申請年度の4月1時点で満40歳未満である方が対象です。
5	対象者	令和7年8月1日に40歳になりますが、交付対象になりますか。	対象になります。 申請する年度の4月1日時点において満40歳未満の方が対象です。
6	対象者	令和7年4月1日に40歳になりますが、交付対象になりますか。	対象にはなりません。 申請する年度の4月1日時点において満40歳未満の方が対象です。
7	対象者	非常勤で勤務していますが、交付対象になりますか。	1週間の勤務時間が30時間を超える勤務条件で就業している場合は、非常勤の場合も対象となります。
8	対象者	令和7年4月1日から対象事業所に勤務していますが、最初の勤務条件は20時間でした。半年後の令和7年10月1日から週30時間に勤務条件を変更しました。交付対象になりますか。	対象になります。 ただし、継続勤務期間は勤務時間が週30時間となった日から起算することになるため、6か月の継続勤務経過は、令和8年4月1日からとなります。
9	対象者	派遣職員として勤務していますが、交付対象になりますか。	対象にはなりません。市内介護保険事業所に直接雇用されている必要があります。
10	対象者	外国籍の介護職員は、交付対象になりますか。	対象になります。 ただし、今後も継続して同一事業所で就業する意思がある場合が対象なので、退職・帰国が決まっている場合は対象にはなりません。
11	対象者	外国籍の介護職員で、在留資格が特定技能「介護」ですが交付対象になりますか。	対象にはなりません。5年を超える期間継続して就業する意思があることを要件としています。
12	対象者	令和7年4月1日に、同一法人内のA事業所から安来市内のB事業所に異動となりました。この場合は交付対象になりますか。	対象にはなりません。令和7年4月1日以降に、介護職員として新たに採用される方が対象です。 事業所間の人事異動者は新規雇用ではないので対象外です。

No.	区分	質問	回答
13	対象者	令和7年4月1日に、同一法人内の医療施設から安来市内の介護保険事業所に異動となりました。この場合は交付対象になりますか。	対象になりません。令和7年4月1日以降に、介護職員として新たに採用される方が対象です。 事業所間の人事異動者は新規雇用ではないので対象外です。
14	対象者	令和7年1月31日付けで 介護職員として就業していた市内 の他の介護保険事業所を退職し、令和7年4月1日から安来市内の介護保険事業所に介護職員として再就職することになりました。交付対象になりますか？	対象になりません。 介護職員として介護保険事業所で就業されていた場合は、離職後1年以上経過してから再就職された場合に交付対象となります。
15	対象者	令和7年1月31日付けで 調理員として就業していた市内 の他の介護保険事業所を退職し、令和7年4月1日から安来市内の介護保険事業所に介護職員として再就職することになりました。交付対象になりますか？	対象になります。令和7年4月1日以降に、介護職員として新たに採用される方が対象です。 前職が介護職員でない方は、離職後の期間経過を要しません。
16	対象者	令和7年4月1日に介護職員として新たに市内の介護保険事業所に就職し、その後、同一法人が経営する他の市内介護保険事業所へ人事異動により配属替えがありました。この場合は継続勤務要件から外れますか？	外れません。 令和7年4月1日以降に、介護職員として新たに採用され、申請日時点で同一事業所で継続勤務していることを要件としていますが、就業後における同一法人内の市内介護保険事業所間における人事異動は継続勤務とみなします。
17	対象者	令和7年4月1日に介護職員として新たに市内の介護保険事業所に就職し、その後、同一法人が経営する他の 市外 の介護保険事業所へ人事異動により配属替えがありました。この場合は継続勤務要件から外れますか？	外れます。交付対象となりません。 就業後における同一法人内の 市内 介護保険事業所間における人事異動のみ継続勤務とみなします。
18	対象者	令和7年4月1日に介護職員として新たに市内の介護保険事業所に就職し、その後、同一法人が経営する医療施設へ人事異動により配属替えがありました。この場合は継続勤務要件から外れますか？	外れます。交付対象となりません。 就業後における同一法人内の 市内介護保険事業所 間における人事異動のみ継続勤務とみなします。
19	対象者	令和7年4月1日から6か月間、市内介護保険事業所に就業していたのですが、補助金（6か月勤続分）申請前に退職しています。この場合は交付対象になりますか。	対象にはなりません。勤続要件に加え、交付申請日においても同一事業所で就業していることを要件としています。
20	雇用条件	市内介護保険事業所における雇用条件や就業状況は、どのように証明するのですか。	就業している介護保険事業所等に雇用証明書（様式第2号）を発行していただってください。なお、雇用証明書は発行日から1か月以内のもののみ有効です。
21	勤続期間計算	令和7年4月1日に市内介護保険事業所等に介護職員として採用され、同年6月16日～7月31日まで無給の病気休暇を取得しました。勤続6か月を満たすのはいつになりますか。	除算期間の計算にあたっては、勤務した日のある月は除くので、 <u>7月の1か月のみが除算対象となります。</u> したがって、 令和7年11月1日が勤続6か月を経過した日となります。
22	申請期限	上記の場合の補助金（6か月勤続分）の申請期限はいつになりますか。	令和7年11月1日から起算して2か月を経過する日＝ 令和7年12月31日 が申請期限となります。

No.	区分	質問	回答
23	その他	申請から交付金の支払いまでどのくらい期間を要しますか。	交付申請をしていただいてからおおむね1か月～2か月程度です。
24	その他	6か月経過の10万円の交付申請を行わず、24か月経過の15万円の交付の申請を行います。10万円と15万円両方交付されますか。	15万円のための交付となります。 補助金の交付申請は期間経過後2か月以内と定めています。
25	その他	確定申告で補助金はどのように申告すればいいですか。	雑所得として申告してください。 所得税と個人住民税の課税の対象となるため、雑所得として確定申告をする必要があります。